

調査計画

1 調査の名称（☐特定一般統計調査 ☒その他の一般統計調査）

作物統計調査第2次試行調査

2 調査の目的

作物統計調査（基幹統計調査）の水稻予想収穫量調査及び収穫量調査（以下「水稻作況調査」という。）について、現場のニーズに沿った統計情報の提供に向けて、水稻を作付けしている経営体に対して収穫量や使用ふりい目などの水稻収穫量に関するデータを把握する手法への移行を図るため、調査の一部を民間事業者へ委託するとともに、統計調査員調査及びオンライン・郵送調査の調査準備から実査、審査・集計に至る一連の過程を試行的に実施（以下「試行調査」という。）し、試行調査の結果について、直近の作物統計調査の結果と比較・検証を行い、作物統計調査の調査計画の変更案の検討に必要な基礎資料を得ることを目的とする。

なお、令和7年度に作物統計調査第1次試行調査を実施しており、今回、2025年農林業センサスを母集団として、標本抽出を行った作物統計調査第2次試行調査を実施する。

3 調査対象の範囲

（1）地域的範囲（☒全国 ☐その他）

地域的範囲及び考え方については別添1参照

（2）属性的範囲（☒個人 ☐世帯 ☐事業所 ☒企業・法人・団体 ☐地方公共団体 ☐その他）

水稻を作付けしている農林業経営体（定義の詳細については別添2を参照）

4 報告を求める個人又は法人その他の団体

（1）報告者数

約1万経営体（母集団の大きさ 約10万経営体）

報告者の抽出の方法は別添3及び別添3-1を参照

（2）報告者の選定方法（☐全数 ☒無作為抽出（☒全数階層あり） ☐有意抽出）

2025年農林業センサス結果から、水稻を作付けしている農林業経営体を都道府県別に抽出した母集団から無作為抽出する。このうち、水稻の作付面積が50ha以上の農林業経営体（ただし、都道府県別に水稻の作付面積が50ha以上の農林業経営体数が10に満たない場合は、水稻の作付面積の上位10経営体）については全数とする。

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項

・ 9月25日現在

水稻の生産状況、水稻作付面積、水稻収穫済み面積、使用しているふるい目幅、カントリーエレベーターの利用状況及び収量の把握、収穫量又は10 a 当たり収量（収穫済み分と今後の見込み）、前年産との比較、被害の要因、上位3品種の品種別作付面積、上位3品種の品種別収穫量（収穫済み分と今後の見込み）、収量センサー付きコンバインの利用、再生二期作の取組

・ 10月25日現在

水稻の生産状況、水稻作付面積、水稻収穫済み面積、使用しているふるい目幅、カントリーエレベーターの利用状況及び収量の把握、収穫量又は10 a 当たり収量（収穫済み分と今後の見込み）、前年産との比較、被害の要因、上位3品種の品種別作付面積、上位3品種の品種別収穫量（収穫済み分と今後の見込み）、収量センサー付きコンバインの利用、再生二期作の取組

・ 収穫期

水稻の生産状況、水稻作付面積、水稻収穫済み面積、使用しているふるい目幅、カントリーエレベーターの利用状況及び収量の把握、収穫量又は10 a 当たり収量、前年産との比較、被害の要因、上位3品種の品種別作付面積、上位3品種の品種別収穫量、収量センサー付きコンバインの利用、再生二期作の取組

【集計しない事項の有無】 ■無 □有

(2) 基準となる期日又は期間

令和8年9月25日現在、10月25日現在、収穫期

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査系統

ア 全数階層の経営体、標本階層のうち一部^(注1)

配布：農林水産省 — 民間事業者 — 報告者

収集：報告者 — 統計調査員 — 地方農政局等^(注2) — 農林水産省

イ その他の経営体

農林水産省 — 民間事業者 — 報告者

(注1) 作物統計調査（基幹統計調査）において、実測調査の対象となっている作況標本筆の作付け者をいう。

(注2) 「地方農政局等」とは、地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局農林水

産センターをいう。

(2) 調査方法

☒ 郵送調査 ☒ オンライン調査 (☒ 政府統計共同利用システム ☐ 独自のシステム ☐ 電子メール) ☒ 調査員調査 ☐ その他 ()

〔調査方法の概要〕

ア 全数階層の経営体、標本階層のうち一部

(調査票の配布)

農林水産省から調査業務を受託した民間事業者が、報告者に対して郵送により調査票及びオンライン調査回答用のID・PWを配布する。

(調査票の取集)

統計調査員が対面により報告者から聞き取り、政府統計オンライン調査システムを利用して回答を入力する。若しくは、報告者は、調査票に記入又は政府統計オンライン調査システムを利用して回答する。

イ その他の経営体

(調査票の配布)

農林水産省から調査業務を受託した民間事業者が、報告者に対して郵送により調査票及びオンライン調査回答用のID・PWを配布する。

(調査票の取集)

報告者は、郵送された調査票に記入し民間事業者に郵送で回答、若しくは政府統計オンライン調査システムを利用して回答する。

7 報告を求める期間

(1) 調査の周期

☐ 1回限り ☐ 毎月 ☐ 四半期 ☐ 1年 ☐ 2年 ☐ 3年 ☐ 5年 ☐ 不定期 ☒ その他 (令和8年9月25日現在、令和8年10月25日現在、令和8年産水稻の収穫完了時点の3回)

(1年を超える場合又は不定期の場合の直近の実施年： 年)

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

9月25日現在

〔配布時期〕 令和8年9月上旬

〔回収時期〕 令和8年9月下旬

10月25日現在

〔配布時期〕 令和8年10月上旬

〔回収時期〕 令和8年10月下旬

収穫期

〔配布時期〕 令和8年11月上旬

〔回収時期〕 収穫終了後

ただし、9月25日現在又は10月25日現在で収穫（刈取）が終了しており、かつ、収穫量又は10a
当たり収量に関する項目が記載済みの場合には、それ以降の報告は求めない。

8 集計事項（詳細は、別添4の集計表を参照）

- （1）調査票の回収率
- （2）項目別の回答率
- （3）項目別の誤回答率
- （4）10a 当たり（予想）収量

9 調査結果の公表の方法及び期日

- （1）公表・非公表の別（☒全部公表 ☐一部非公表 ☐全部非公表）
- （2）公表の方法（☐e-Stat ☒インターネット（e-Stat以外） ☐印刷物 ☐閲覧）

農林水産省のホームページにより公表

- （3）公表の期日

令和9年2月

10 使用する統計基準等

☐使用する→☐日本標準産業分類 ☐日本標準職業分類 ☐その他（ ）

☒使用しない

本調査は、専ら農産物の生産に関する調査であり、日本標準産業分類等の統計基準を適用する余地が小さいことから使用しない。

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

関係書類名	保存期間	保存責任者
調査票の原票	3年	農林水産省大臣官房統計部長
調査票の内容を収録した電磁的記録	永年	

○作物統計調査第2次試行調査における地域的範囲及び考え方

(別添1)

・水稲予想収穫量調査及び収穫量調査第2次試行調査においては、新たな調査手法として生産者（経営体）データを主たるデータとして調査することとしている。生産者データによる収穫量推計は、他品目でも既の実施されているが、水稲の場合、他品目に比べ高い精度が求められ、かつ、9月、10月、収穫期の3回にわたり、近接した時期に高い頻度での推計値の公表が必要となる。

・令和9年の本格実施時には、50ha以上の大規模階層を全都道府県で全数調査を行い、中小規模層は、約2万（想定）の経営体への抽出調査を多数の専門調査員を活用して実施することを想定して検討を進めているところであるが、このような調査の性格上、その実施に当たっては、精度の確保とともに、地域のハブ機関である地方農政局等において、運用上の課題を把握し、次年度の全国的な本格実施に向けたノウハウを蓄積し、現場の拠点機関を指導できる体制とする必要がある。

また、調査は、関係する農業関係機関（地方自治体、農業改良普及センター、JA、農業共済、農業委員会など）との緊密な連携の下、周知活動、情報収集や連絡調整を行うことが求められる。

・以上のような調査の性格から、令和9年からの本格実施に向けた橋渡しとしての第2次試行においては、比較的少数の大規模層を全国で実施しつつ、多数の中小規模抽出調査は地方農政局等の所在道府県（下表）で実施することが調査の運用上最も効率的かつ効果的である。

(中小規模調査対象道府県及び調査期日別発送時期の整理)

番号	調査	中小規模調査 対象道府県	調査の期日	オンライン調査ID・ PW、調査票発送時期
1	水稲予想収穫量調査試行調査	北海道	9月25日現在	9月上旬
2		宮城県		
3		埼玉県		
4		石川県		
5		愛知県		
6		京都府		
7		岡山県		
8		熊本県		
9		沖縄県		
10		北海道	10月25日現在	10月上旬
11		宮城県		
12		埼玉県		
13		石川県		
14		愛知県		
15		京都府		
16		岡山県		
17		熊本県		
18		沖縄県		
19	水稲収穫量調査試行調査	北海道	収穫期	11月上旬
20		宮城県		
21		埼玉県		
22		石川県		
23		愛知県		
24		京都府		
25		岡山県		
26		熊本県		
27		沖縄県		

水稻を作付けしている農林業経営体の定義

○「水稻を作付けしている農林業経営体」とは、次のいずれにも該当するものをいう。

1 農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭羽数が、次の規定のいずれかに該当する事業を行う者。

(1) 経営耕地面積が30 a 以上の規模の農業

(2) 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数、その他の事業の規模が次に定める農林業経営体の基準以上の農業

①露地野菜作付面積 15 a

②施設野菜栽培面積 350 m²

③果樹栽培面積 10 a

④露地花き栽培面積 10 a

⑤施設花き栽培面積 250 m²

⑥搾乳牛飼養頭数 1 頭

⑦肥育牛飼養頭数 1 頭

⑧豚飼養頭数 15 頭

⑨採卵鶏飼養羽数 150 羽

⑩ブロイラー年間出荷羽数 1,000羽

⑪その他 調査期間の開始の日前1年間における農業生産物の総販売額が50万円に相当する事業の規模

(3) 農林業の委託の事業

2 水稻の作付面積が1 a 以上であること。

標本の抽出方法

水稻を作付けしている農林業経営体の抽出方法

作物統計調査第 2 次試行調査における農林業経営体の抽出方法は、次のとおり。抽出の結果については別添 3 - 1 参照。

(1) 母集団名簿の作成

2025 年農林業センサスにおける農林業経営体調査結果から、水稻を作付けしている農林業経営体を都道府県別に抽出し、母集団名簿を作成する。

(2) 階層の設定

(1) で作成した母集団について以下のとおり階層分けを行う。

大規模階層（都道府県ごとの母集団における、作付面積規模 50ha 以上又は作付面積の上位 10 経営体）

中小規模階層（大規模階層以外の経営体。なお、中小規模階層内に作付面積規模に基づき、さらに作付面積規模 3 ha 未満、3ha 以上 15ha 未満、15ha 以上の 3 階層を設ける。）

(3) 標本の大きさ（報告者数）の算出

(2) で作成した階層別の母集団名簿を用い、以下のとおり報告者数を算出する。

大規模階層：母集団の全数とする。

中小規模階層：本試行調査の予算の範囲内で、回収率や集計結果の検証を行う際に必要と考えられる一定数の回答を得られるよう、報告者の数を設定する。

(4) 標本の抽出

(3) により算出した標本数分の農林業経営体について、大規模階層は全数、中小規模階層は階層別に系統抽出法により抽出する。

第2次試行調査の中小規模階層の標本数計算の考え方

1 第2次試行調査の中小規模階層の目標精度と目標有効回収数の考え方

(1) 現行の水稲収穫量調査の10a当たり収量の道府県別の目標精度は、1.1～2.3%の範囲で設定している。第2次試行調査における中小規模階層の10a当たり収量の道府県別の目標精度は、現行の精度の2倍を達成できるよう、0.7～1.4%の範囲で設定する。

(2) 見直し後の目標精度、変動係数、直近の水稲作付面積を考慮し、道府県別に目標有効回収数を試算。

道府県ごとに、以下の算定式をもとに、過年次の実測調査の変動係数(CV)、作付面積に基づき目標有効回収数(n)を設定している。

$$n \text{ (目標有効回収数)} = \frac{CV \text{ (変動係数)}^2}{r \text{ (目標精度\%/100)}^2} \times \sqrt{\text{作付面積} \div \text{作付面積平均}}$$

ただし、作付面積が作付面積平均未満の場合は、 $\sqrt{\text{作付面積} \div \text{作付面積平均}}$ を1とする。

なお、第2次試行調査結果を踏まえてCVを検証の上、算定の見直しを行う。

2 第2次試行調査の中小規模階層の標本数計算の考え方

統計調査員受持ち経営体は回収率100%を想定する。また、それ以外の民間事業者から郵送する経営体は郵送・オンラインの回答率3割を想定して、経営体数に0.3の逆数を乗じた数とする。

試行調査の標本の大きさ（報告者数）等算定整理表（想定）

調査	対 象 都道府県	合 計		大規模階層		中小規模階層		備 考
		母集団の 大きさ	標本の大きさ	母集団の 大きさ	標本の大きさ	母集団の 大きさ	標本の大きさ	
水稲予想収穫 量調査試行調 査及び水稲収 穫量調査試行 調査	計	約100,000	約10,000	約1,500	約1,500	約98,000	約8,500	
	北海道	8,514	816	90	90	8,424	726	中小規模対象道府県
	青森県	35	35	35	35	－	－	
	岩手県	67	67	67	67	－	－	
	宮城県	19,943	1,209	91	91	19,852	1,118	中小規模対象道府県
	秋田県	89	89	89	89	－	－	
	山形県	48	48	48	48	－	－	
	福島県	49	49	49	49	－	－	
	茨城県	62	62	62	62	－	－	
	栃木県	28	28	28	28	－	－	
	群馬県	10	10	10	10	－	－	
	埼玉県	11,790	1,497	31	31	11,759	1,466	中小規模対象道府県
	千葉県	31	31	31	31	－	－	
	東京都	10	10	10	10	－	－	
	神奈川県	10	10	10	10	－	－	
	新潟県	167	167	167	167	－	－	
	富山県	67	67	67	67	－	－	
	石川県	4,811	974	26	26	4,785	948	中小規模対象道府県
	福井県	37	37	37	37	－	－	
	山梨県	10	10	10	10	－	－	
	長野県	39	39	39	39	－	－	
	岐阜県	33	33	33	33	－	－	
	静岡県	16	16	16	16	－	－	
	愛知県	9,143	1,096	59	59	9,084	1,037	中小規模対象道府県
	三重県	32	32	32	32	－	－	
	滋賀県	26	26	26	26	－	－	
	京都府	8,872	477	10	10	8,862	467	中小規模対象道府県
	大阪府	10	10	10	10	－	－	
	兵庫県	22	22	22	22	－	－	
	奈良県	10	10	10	10	－	－	
	和歌山県	10	10	10	10	－	－	
	鳥取県	11	11	11	11	－	－	
	島根県	11	11	11	11	－	－	
	岡山県	17,257	1,542	26	26	17,231	1,516	中小規模対象道府県
	広島県	16	16	16	16	－	－	
	山口県	19	19	19	19	－	－	
	徳島県	10	10	10	10	－	－	
	香川県	10	10	10	10	－	－	
	愛媛県	10	10	10	10	－	－	
	高知県	10	10	10	10	－	－	
	福岡県	13	13	13	13	－	－	
	佐賀県	37	37	37	37	－	－	
	長崎県	10	10	10	10	－	－	
	熊本県	17,989	1,256	17	17	17,972	1,239	中小規模対象道府県
	大分県	10	10	10	10	－	－	
	宮崎県	10	10	10	10	－	－	
	鹿児島県	10	10	10	10	－	－	
	沖縄県	131	33	10	10	121	23	中小規模対象道府県

母集団の大きさ、標本の大きさ合計	約100,000	約10,000
------------------	----------	---------

(別添 4)

作物統計調査第 2 次試行調査集計表

集計表 1 調査対象数、回収数及び回収率

	調査対象数 (1)	回収数 (2)		回収率 (%) (4) = (2) / (1)	オンライン回収率 (%) (5) = (3) / (2)
			うちオンライン (3)		
計					
全数階層					
標本階層					

集計表 2 調査票項目の回答率、誤回答率

	回答数 (経営体等)	回答率 (%)	誤回答数 (経営体等)	誤回答率 (%)
本年の水稻の生産状況について				
ふるい目について				
カントリーエレベーターの利用状況及び収量の把握について				
作付面積、収穫量（10 a 当たり収量）について				
収量センサー付きコンバインの利用について				
再生二期作の取組について				
10 a 当たり収量及び被害の状況について				
栽培品種別の作付面積、収穫量（10 a 当たり収量）について				

集計表 3 水稻の10 a 当たり収量（第 2 次試行調査）

都道府県	10 a 当たり収量
	kg
北海道	
宮 城	
埼 玉	
石 川	
愛 知	
京 都	
岡 山	
熊 本	
沖 縄	

注：10 a 当たり収量については、第 2 次試行調査において全数階層、標本階層の双方の調査を実施する道府県の結果を集計する。

(参考) 調査票の回収率 (1次試行)

表 1次試行調査の調査対象数、回収数及び回収率

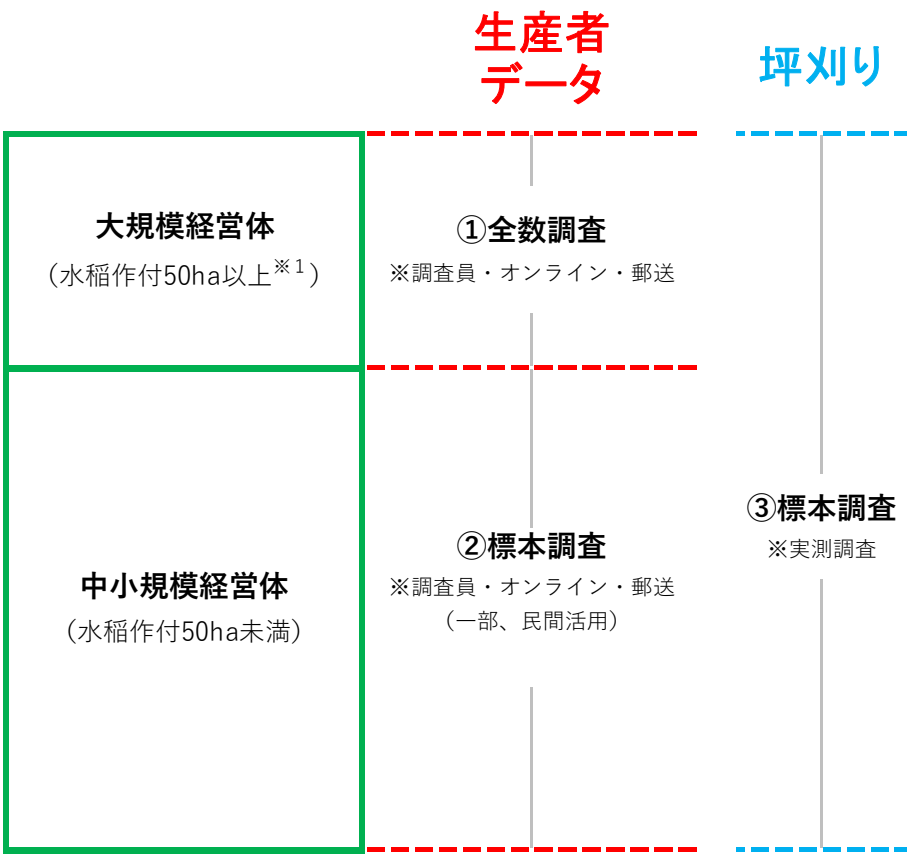
		調査対象数 ①	回収数 ②	回収率 (%) ③ = ②/①
9月25日現在	計	9,532	2,634	27.6
	大規模経営体等	1,520	389	25.6
	調査対象経営体	8,012	2,245	28.0
10月25日現在	計	8,559	1,007	11.8
	大規模経営体等	1,385	155	11.2
	調査対象経営体	7,174	852	11.9
刈取終了後	計	8,304	2,801	33.7
	大規模経営体等	1,378	298	21.6
	調査対象経営体	6,926	2,503	36.1
全調査時期 (実経営体数)	計	9,532	4,103	43.0
	大規模経営体等	1,520	512	33.7
	調査対象経営体	8,012	3,591	44.8

- 注：1 回収数とは回答の正誤を問わず回収ができたものである。
- 2 全調査時期（実経営体数）の回収数、回収率については、9月25日現在、10月25日現在、刈取終了後のいずれかで回答があった経営体数により算出している。
- 3 大規模経営体等とは、全国稲作経営者会議及び日本農業法人協会に所属する経営体である。
- 4 調査対象経営体とは、令和7年産水稻作況調査の調査対象である。
- 5 大規模経営体等と調査対象経営体の調査対象数と回収数については、重複を含めて計上している。

第2次試行調査の調査設計について（生産者データ等を活用した水稻収穫量調査の設計イメージ）

- 作付面積は行政記録情報、収穫量は、母集団を2025農林業センサスにおける販売目的で水稻を作付けした経営体とし、統計調査員（以下「調査員」と記載。）による聞き取り、オンライン調査（民間委託）を中心に把握。
- 坪刈り調査は、乾燥もみ量→玄米量（生産者ふるい目、1.70mmふるい目）等の補正、白未熟粒等の計測など補完的に活用。

○調査の概念図



※¹ 県ごとに50ha以上層が10未満の場合は、作付上位から10経営体を選定
※² 母集団は直近の2025年農林業センサスにおいて販売目的で水稻を作付けした経営体とする。

○標本抽出、推計方法

- 経営体調査**
- ①全数調査：調査員による聞き取り・オンライン調査
母集団から50ha以上層※を抽出し全数調査
※ただし、県ごとに50ha以上層が10未満の場合は、作付上位から10経営体を選定
 - ②標本調査：調査員・オンライン・郵送
50ha未満の経営体を作柄表示地帯※で分割し、作付面積規模で階層分け。
※作柄表示地帯：道府県内をさらに区分した地域。例えば、山形県においては、村山、最上、置賜、庄内。
※全数、標本(坪刈り重複分)：調査員配布、回収(電話聞き取り含む) 標本(その他)：民間配布、オンライン・郵送回収

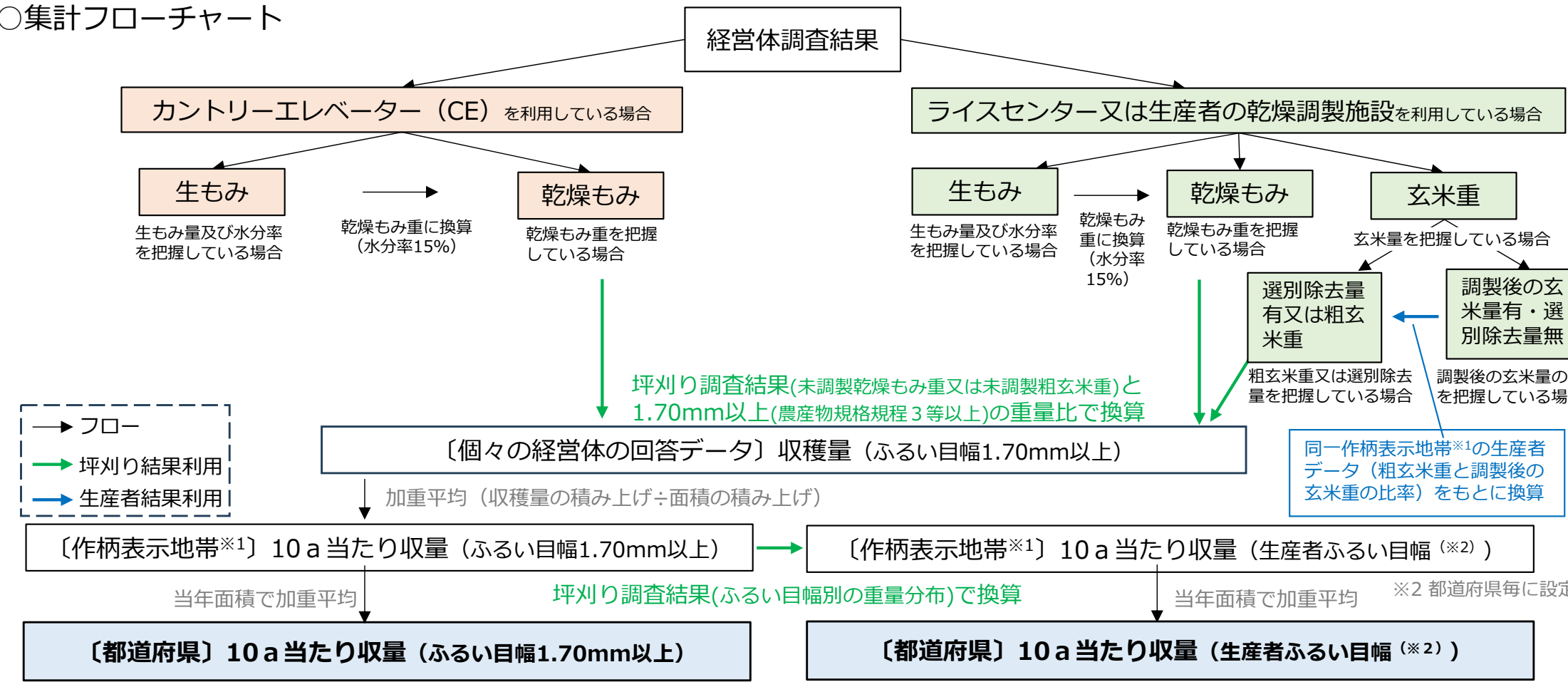
- 坪刈り調査**
- ③標本調査：調査員による実測
引き続き従来通りの方法で実施

- 集計方法**
- 作付面積(全体)
 - ④全体：再生協議会の行政情報等
 - ⑤大規模：①全数調査結果
 - ⑥中小規模：④－⑤
 - 収穫量(全体)
 - ⑦全体：⑧＋⑨
 - ⑧大規模：①全数調査結果
 - ⑨中小規模：⑥面積×平均単収(中小規模)
 - 平均単収(全体)
10a当たり収量
：⑦収穫量÷④面積

第2次試行調査の調査設計について（第2次試行調査における集計イメージ）

- 9月25日現在、10月25日現在、収穫期の3段階で収穫量を把握する必要があり、時期ごとに収穫済であるか否かにより、収穫量の把握方法が異なる。収穫済の場合、経営体が実際に刈り取った収穫量を、今後収穫するものについては、10a当たり収量の見込みを報告いただく。
- 調査事項としては、作付面積、収穫済面積、使用しているふるい目幅、収穫量（作付している全体の収穫量）又は10a当たり収量を中心に把握する。様々な米の形態（生もみ、乾燥もみ、玄米（色彩選別除去あり又は色彩選別除去なし））での数量が報告されるため、坪刈り調査結果や同一作柄表示地帯の生産者データを利用して、経営体調査結果をふるい目幅1.70mm以上又は生産者ふるい目幅（農産物規格規程3等以上）に換算。
- カントリーエレベーター（以下CE）を利用している場合は、玄米ベースの計量結果が生産者に伝達されるまでに時間を要し、調査報告に間に合わないため、もみの数量を把握。

○集計フローチャート



※1 作柄表示地帯：道府県内をさらに区分した地域。例えば、山形県においては、村山、最上、置賜、庄内。